

令和元年10月1日改正内容
契約書雛型（共通）

改正後	現行
<p>(権利義務の譲渡禁止等)</p> <p>第2条 乙は、本契約の地位を<u>第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）</u>に承継させ、あるいは本契約から生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。</p>	<p>(権利義務の譲渡禁止等)</p> <p>第2条 乙は、本契約の地位を<u>第三者</u>に承継させ、あるいは本契約から生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。</p>
<p>(再委託等)</p> <p>第●条 乙は、本契約の全部を第三者（以下<u>本条において「再委託先」という。</u>）に再委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合で、<u>乙が、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の場合において、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、又は再委託先が第三者（以下「再々委託先」という。）に再々委託する場合以降も</u>同様に甲の承認を受けなければならない。</p> <p><u>3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項を再委託先との間でも約定しなければならない。</u></p> <p><u>4 本契約の一部について、再委託先が再々委託を行う場合においては、乙は、本契約を遵守するために必要な事項を再々委託先にも約定させるものとし、再々委託先以降の委託先がさらに委託をする場合にも、全て同様とする。</u></p> <p><u>5 乙は、本契約の一部を再委託した場合は、本件業務に関する再委託先（再委託先の再々委託以降の委託が行われているときは、再委託先及び再々委託先以降の委託先）の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。</u></p>	<p>(再委託)</p> <p>第●条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、<u>乙は、あらかじめ再委託者の商号又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても</u>同様に甲の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。</u></p>

作業請負契約書（雛型）

改正後	現行
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第7条 乙は、作業が完了したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出なければならない。</p> <p>2 甲は、前項の届け出を受理した日から起算して10日以内に<u>甲の定めるところにより検査を完了し、その結果を乙に対して通知しなければならない。</u></p> <p>3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け出をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。</p> <p>4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第7条 乙は、作業が完了したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出なければならない。</p> <p>2 甲は、前項の届け出を受理した日から起算して10日以内に<u>成果物について検査を行い検査に合格したときをもって成果物の引渡しを受けるものとする。</u></p> <p>3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け出をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。</p> <p>4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。</p>
<p><u>(秘密の保持)</u></p> <p>第28条 1～6 [同右]</p> <p>7 乙が本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。以下、同じ。）を利用する場合は、前各項に加え、<u>本契約書附則の規定を適用する。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第28条 1～6 (略)</p> <p>7 <u>提供する情報に個人情報が含まれるときは、本契約書附則に定めるところによる。</u></p>
<p>附則 <u>(個人情報の取扱い)</u></p>	<p>附則</p>
<p>(個人情報の秘密保持)</p> <p>第1条 乙は、<u>本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の保有個人情報を利用する業務（以下「本件業務」という。）</u>の遂行及び契約の履行に関する甲の保有個人情報を、本契約の有効期間中のみならず、<u>本契約終了後又は解除後も、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定す</u></p>	<p>(個人情報の秘密保持)</p> <p>第1条 乙は、本件業務の遂行および契約の履行に関して<u>知り得た</u>甲の保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下、同じ）を、本契約の有効期間中のみならず、<u>本契約解除後も永久に、正当な理由なく</u>第三者に開示又は漏え</p>

<p><u>る子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)</u>に開示又は漏えいしてはならない。</p>	<p>いしてはならない。</p>
<p>(個人情報の利用制限) 第2条 乙は、甲の保有個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも<u>利用</u>してはならない。</p> <p>2 乙は、甲の保有個人情報を加工又は複製してはならない。ただし、甲に対して加工、複製が本件業務の遂行上必要である旨をあらかじめ通知し、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。</p>	<p>(個人情報の利用制限) 第2条 乙は、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも<u>使用</u>してはならない。</p> <p>2 乙は、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報を加工・複製してはならない。ただし、事前に甲に対して加工、複写が業務上必要である旨を通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。</p>
<p>(安全対策) 第3条 乙は、甲の保有個人情報への不当なアクセス又は個人情報の<u>漏えい、滅失、改ざん及び毀損 (以下「漏えい等」という。)</u>の危険に対して技術面及び組織面において必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲の保有個人情報の持出時の管理等、<u>必要な</u>安全対策を講じなければならない。</p> <p>3 乙は、甲の保有個人情報を<u>適切</u>に取り扱うため、乙の従業員(役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない。)に対し、<u>在職中及び退職後において、本契約を履行するに当たって知り得た甲の保有個人情報を他人に知らせないこと又は本件業務の遂行以外の目的に利用しないことなど、個人情報保護の徹底</u>について教育を行わなければならない。</p> <p>4 乙は、<u>本件業務の遂行にあたり甲の保有個人情報の漏えい等の防止を図るため、管理責任者を特定し、甲の保有個人情報を適切に管理しなければならない。</u></p>	<p>(安全対策) 第3条 乙は、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報への不当なアクセス又は個人情報の<u>紛失、破壊、改ざん、漏えい等</u>の危険に対して技術面および組織面において必要な安全対策を講じるものとする。</p> <p>2 乙は、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報の持出時の管理等、<u>適切な</u>安全対策を講じるものとする。</p> <p>3 乙は、<u>甲より提供を受けた</u>甲の保有個人情報を<u>適正</u>に取り扱うため、乙の従業者(役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない)に対して<u>教育</u>を行うものとする。</p> <p>4 乙は、<u>甲より提供を受けた甲の保有個人情報は、本件業務の終了後、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報並びにその複製物及び複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。</u></p>
<p>(再委託の制限・保有個人情報の取扱い) 第4条 乙は、<u>本件業務の全部を第三者(以下本条において「再委託先」という。)</u>に再委託してはならない。ただし、<u>本件業務の遂行に必要な範囲で本件業務の一部を再委託する場合は、</u>甲に対して、再委託された業務の内容、再委託先の詳細<u>その他</u>甲が要求する事項を書面により<u>あらかじめ通知し、甲の承認を受けたときは、</u>この限りではない。<u>この場合において、乙は、第1条の規定にかかわらず、本件業務を遂</u></p>	<p>(再委託の制限) 第4条 乙は、<u>甲の保有個人情報の取扱いに係る業務を第三者</u>に再委託してはならない。ただし、<u>事前に</u>甲に対して、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を<u>得た場合は、</u>この限りではない。</p>

<p><u>行するため必要な範囲で、甲の保有個人情報を再委託先に開示することができる。</u></p> <p>2 <u>乙は、前項ただし書の規定により本件業務の一部を再委託するとき、再委託先に本附則を遵守させるために必要な事項を再委託先との間でも約定しなければならない。</u></p> <p>3 <u>再委託先が再々委託を行う場合においては、第1項ただし書及び前項と同様に甲の承認を受け、本附則を遵守するために必要な事項を再々委託先にも約定させるものとし、再々委託先以降の委託先がさらに委託をする場合にも、全て同様とする。</u></p> <p>4 <u>乙は、第1項ただし書の規定による甲の承認に基づいて再委託した場合は、本件業務に関する再委託先（再委託先の再々委託以降の委託が行われているときは、再委託先及び再々委託先以降の委託先）が行う業務により、甲に損害が生じた場合には、これを賠償する責任を負う。</u></p>	<p>2 <u>乙は、前項のただし書に基づく再委託を行う場合において、再委託先に対して個人情報保護に関する十分な監督を行わなければならない。</u></p>
<p>(報告及び監査)</p> <p>第5条 乙は、甲の求めに応じ、<u>本件業務の状況について報告を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>乙における本件業務の状況又は本契約若しくは本附則の遵守の状況について監査する旨を甲が申し出たときは、乙は、定期又は不定期にかかわらず、これを受け入れなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の監査は、保有個人情報の量、内容、性質、秘匿性の程度等の事情に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回（契約期間1年未満の案件については少なくとも契約期間中に1回）以上、原則として現地検査の方法により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の監査の結果、本件業務が適切に行われていないとき又は本契約若しくは本附則が遵守されていないときは、乙は、甲と協議の上、速やかに改善の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(報告及び監査)</p> <p>第5条 乙は、甲の求めに応じ、<u>甲より提供を受けた甲の保有個人情報の取扱状況の報告を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>甲は、事前に通知することなく、乙の個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況につき監査を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の監査の結果、個人情報の取扱状況が望ましくない場合及び契約が遵守されていないことが確認された場合、甲は乙に対して改善要求を行うことができるものとし、乙は、対応方法について甲と相談のうえ、速やかに対応しなければならない。</u></p>
<p>(事故時の対応及び責任)</p> <p>第6条 乙は、<u>甲の保有個人情報に関して、漏えい等その他のセキュリティ上の問題が発生した場合、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>乙の故意又は過失により前項の問題が発生し、甲に損害が生じた場合には、これを賠償する責任を負う。</u></p>	<p>(事故時の対応及び責任)</p> <p>第6条 乙は、<u>個人情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。</u></p> <p>2 <u>乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。</u></p>

<u>(契約終了後の措置)</u> 第7条 本契約が終了した場合、乙は甲の指示に従い、全ての甲の保有個人情報（複製物を含む。）を速やかに返却又は消去しなければならない。	(新設)
<u>(契約の解除)</u> 第8条 乙が本附則の条項に違反した場合、甲は、本契約の一部又は全部を解除することができる。	(新設)